

第165回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成25年3月27日(水) 午後1時30分～2時10分
場 所	群馬県庁審議会室

第165回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成25年3月27日(水) 午後1時30分～午後2時10分
- 2 場 所 群馬県庁(7階)審議会室
- 3 出席委員 丸山和貴、田中麻里、木村 榮、小山 洋、
森北佳昭(代理 近藤誠一郎)、佐藤和彦(代理 渡辺博美)、
南波和憲、須藤和臣、小川 晶、金子 實
- 4 欠席委員 原田寛明、日垣由美、森田哲夫、宮前楯十郎、大林俊一
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 中島課長、今井次長、松岡次長
- 6 議案
第1号議案 渋川都市計画道路(3・3・16号渋川高崎幹線ほか1路線)の変更について
第2号議案 吉岡都市計画道路(3・3・1号吉岡西部幹線)の変更について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第165回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

ただ今から、第165回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、群馬県都市計画課長の中島でございます。本日はお忙しい中、委員の皆様方には、お集まりいただきありがとうございます。まず、委員の皆様方の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在10名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定数の2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。それでは、開会にあたりまして、丸山会長から、ご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第165回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議案件2件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。今回は、木村委員と小山委員をお願いいたします。

3 議事

(議長)

これより議事に入ります。なお、議事の進め方でございますが、本日上程の2議案は関連する議案でございますので、一括上程といたします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについて、ご検討をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、本審議会の議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にすることで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それではご異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。

ここで事務局から、本日の傍聴者について、報告願います。

(事務局)

一般の傍聴者が1名、報道関係者が1名でございます。

(議長)

それでは、事務局は、傍聴者を入場させてください。

(傍聴者入場)

(議長)

傍聴の皆様には、傍聴要領を遵守してください。これに反する行為をした場合には、退場していただくことがありますのでご留意ください。

報道関係などの方には、ただ今から写真撮影などを許可いたします。

(写真撮影)

第1号議案 渋川都市計画道路(3・3・16号渋川高崎幹線ほか1路線)の変更について

第2号議案 吉岡都市計画道路(3・3・1号吉岡西部幹線)の変更について

(議長)

ただ今から、議案の審議を行います。第1号議案渋川都市計画道路の変更について及び第2号議案吉岡都市計画道路の変更については、先ほど申し上げましたとおり関連議案でございますので、一括上程といたします。事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それでは、第1号議案渋川都市計画道路3・3・16号渋川高崎幹線ほか1路線の変更、そして第2号議案吉岡都市計画道路3・3・1号吉岡西部幹線の変更についてご説明させていただきます。

添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。まず、第1号議案と第2号議案の関係を全体概要図でご説明いたします。二重丸で渋川市役所を、一重丸で吉岡町役場を示しております。緑色で関越自動車道を、そして緑丸で渋川伊香保インターチェンジ、駒寄スマートインターチェンジを示しています。図面中央を南北に走る路線が、主要地方道高崎渋川線の現道となっています。本日の第1号議案渋川都市計画道路の2路線、3・4・4号渋川高崎線と3・3・16号渋川高崎幹線、そして、第2号議案の吉岡都市計画道路の1路線、3・3・1号吉岡西部幹線は、都市計画道路としては3つに分割されておりますが、1つの

県道・主要地方道高崎渋川線バイパスを構成しています。高崎渋川線バイパスは、高崎市側から順次供用されており、第2期工区の高崎安中渋川線までの区間が、本日3月27日15時に延伸供用されますが、その先、赤色で示しました区間、現道の渋川高崎線までの区間、第3期工区の事業着手に向けて、地元説明会などを重ねてきたものです。その結果を受け、主に交差道路との関係から右折レーンを設けるなどの幅員変更を中心に、都市計画を変更しようとするものです。

それでは、第1号議案から、順番にご説明させていただきます。

お手元の議案書1ページとあわせて議案書添付図面の図-2又はスクリーンをご覧ください。総括図では、渋川都市計画道路3・4・4号渋川高崎線、3・3・16号渋川高崎幹線の変更区間を赤く示しています。渋川高崎幹線では、吉岡町との境から全線の幅員変更するとともに、車線数を決定し、また、渋川高崎線では、接続部の僅かな区間の幅員を変更し、同様に車線数を決定するものです。計画書、変更理由はお手元の議案書2ページをご覧ください。変更理由を含めて、具体的な内容について、起点側となります吉岡町境側から拡大図でご説明いたします。

お手元の添付図面の図-3又はスクリーンをご覧ください。渋川高崎幹線の起点・吉岡町境側の計画図を示しています。変更前を黄色、変更後を赤色で示しています。変更前の幅員は「ほぼ全線に渡り25メートル」となっていますが、緑色で囲んだ「新たに計画された交差点」にて、交通の流れをスムーズにする右折レーンを新たに設置するため、交差点部を中心に道路幅員を25メートルから27メートルに拡幅するとともに、その前後にすりつけ部を設けるものです。一方、それ以外の一般部では、4車線道路の中央分離帯となる中央帯の幅員を、2.0メートルから道路構造条例の最小値となる1.75メートルに変更してコスト削減を図ろうとするものです。これにより基本となる道路幅員は24.75メートルとなりますが、都市計画道路の幅員は整数表示となっているため、四捨五入して幅員25メートルとなり、表記上は変更が生じません。また、これらにあわせて新たに車線数を4車線と決定するものです。

お手元の添付図面の図-4又はスクリーンをご覧ください。渋川高崎幹線の終点・渋川市側、そして僅かですが渋川高崎線の起点側の変更区間の計画図を示しています。渋川高崎幹線につきましては、先ほどと同様に、「新たに計画された交差点」に右折レーンを設置するために、交差点前後で幅員を27メートルに拡幅するなどするものです。また、渋川高崎線では、起点側、僅か約15メートル区間ですが、変更前はすりつけ区間として、25.8メートルから25メートルへと幅員が変化する計画でしたが、交差点の設計によりすりつけ区間が不要となったために幅員を25メートルに変更するものです。また、これにあわせて新たに車線数を4車線と決定するものです。

添付図面の図-5又はスクリーンをご覧ください。幅員の変更につきまして、標準断面図にて改めてご説明いたします。渋川高崎幹線の一般部では、4車線道路の中央分離帯となる中央帯の幅員を、2.0メートルから最小値となる1.75メートルに変更してコスト削減を図るものです。交差点部の標準断面図に変更はございません。

添付図面の図-6又はスクリーンをご覧ください。渋川高崎線の起点部、渋川高崎幹線との接続部では、すりつけ拡幅が必要なくなったため、標準的な断面に変更となるものです。

添付図面の図－7又はスクリーンをご覧ください。ただいまご説明いたしました第1号議案につきまして、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の募集を行いました。公述の申出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

引き続きまして、第2号議案吉岡都市計画道路の変更についてご説明させていただきます。

お手元の議案書3ページとあわせて議案書添付図面の図－8又はスクリーンをご覧ください。総括図では、第1号議案に繋がる南側、吉岡都市計画道路3・3・1号吉岡西部幹線の変更区間を赤色で示しています。青色で示しました、供用済みの区間に続く、渋川市境へ向かう300メートル区間の幅員を変更するものです。計画書、変更理由はお手元の議案書4ページをご覧ください。

変更理由を含めて、拡大図でご説明いたします。お手元の添付図面の図－9又はスクリーンをご覧ください。吉岡西部幹線の計画図を示しています。第1号議案と同様に、緑色で囲んだ「新たに計画された交差点」にて、交通の流れをスムーズにする右折レーンを新たに設置するもので、全線に渡り道路幅員を27メートルに拡幅するものです。

添付図面の図－10又はスクリーンをご覧ください。幅員の変更につきまして、断面図にて改めてご説明いたします。変更箇所では、右折レーンを設けるために、25メートルから27メートルに変更となるものです。

添付図面の図－11又はスクリーンをご覧ください。ただいまご説明いたしました第2号議案につきましても、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の募集を行いました。公述の申出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案及び第2号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いします。

(議長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

(田中委員)

渋滞の解消ということで右折レーンを設けるということはよいかと思うのですが、ここに書かれております自転車・歩行者道というのは、自転車と歩行者がどのように分離するタイプなのか、それとも一体型なのか、どのようなものなのか教えていただければと思います。

(事務局)

標準横断図でご説明を申し上げます。こちら右側が変更後でございますが、ともにいわゆる歩道と呼ばれている部分は、植樹帯を含めまして4.5メートルを確保してございます。そこに植樹帯が1.5メートル設けられ、3メートルの幅が自転車・歩行者道となっており、県内では一般的に色を着色をいたしまして自転車が歩行者が分離して通行できる

ようにしており、同様の施工をする予定であります。

(議長)

他には何かございますか。それでは、他にご意見もないようですので、本案について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了いたしました。傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。静粛な傍聴にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(議長)

それでは、4報告事項でございます。事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、報告事項の伊勢崎宮郷工業団地造成事業の環境影響評価・条例アセスについて説明します。

お手元の報告事項資料又はスクリーンをご覧ください。伊勢崎宮郷工業団地造成事業については、次回の都市計画審議会にて「市街化区域への編入とともに、工業団地造成事業の都市計画案」を本都市計画審議会に付議する予定となっておりますことから、本日は報告事項として、当該事業に係る「環境影響評価の概要」の一部をご説明させていただきます。資料の表紙に伊勢崎宮郷工業団地の位置と区域を記載しています。伊勢崎宮郷工業団地は、伊勢崎市の西部、建設の進む東毛広域幹線道路沿いの、玉村町境を流れる利根川近くに計画されており、県道高崎伊勢崎線、県道駒形柴町線そして東毛広域幹線道路に囲まれた区域、約58ヘクタールとなっております。

1ページをご覧ください。伊勢崎宮郷工業団地は、県環境影響評価条例に基づき、平成22年10月から環境影響評価手続を実施しています。工業団地造成の事業主体は県企業局ですが「対象事業が都市計画に定められる場合は、当該都市計画の決定をするものが代わって、都市計画決定の手続と併せて環境影響評価を行うものとする」と規定されていることから県都市計画課が環境影響評価・条例アセスに係る手続を行っているところです。本日と次回でご説明させていただく「環境影響評価書」は、「環境面から、都市計画の案の合理性、妥当性を判断する際の図書」と位置づけられることから、ご説明させていただくものです。なお、環境影響評価に係る技術的審査につきましては、専門分野の学識経験

者で構成される「群馬県環境影響評価技術審査会」にて、審議をいただいております。

2ページをご覧ください。環境影響評価手続の流れについてご説明いたします。環境影響評価は、方法書、準備書、評価書、報告書の4段階に分かれています。方法書は、これから行う「環境アセスメントの方法」を伝えるものです。準備書は、方法書で示した方法による調査を経て、「環境アセスメントの結果」を伝えるものです。評価書は、準備書に対する意見を踏まえて必要に応じて内容を修正したのですが、これを次回の審議会でご報告させていただく予定です。報告書は、工事実施後に環境保全措置等の実施状況について伝えるものです。宮郷工業団地造成事業では、3年前の秋、平成22年10月に方法書を作成し、平成23年3月の「知事の意見」を経て、ちょうど2年前からアセスメントを実施しております。約1年半かけて、調査、予測、評価を行い、昨年秋、平成24年10月にその結果をとりまとめた準備書を作成し、知事に送付、説明会も実施したところです。今後、「知事の意見」が出され、それらを踏まえて「評価書」を取りまとめる予定となっております。本日は、破線で囲んだ「準備書」の中からアセスメントの結果を中心に概要報告させていただき、次回に「評価書として知事意見の概要や修正点など」を中心にご報告させていただきたいと考えております。それでは、アセスメントの結果を中心に「準備書」の概要についてご報告します。

3ページをご覧ください。伊勢崎宮郷工業団地は、群馬県企業局により、施工面積約58ヘクタールの都市計画事業「宮郷工業団地造成事業」として計画されております。工業団地内には、調整池約3ヘクタールや公園・緑地約2.1ヘクタールなども計画されており、想定している工程では、東毛広域幹線道路に接する南側から工事を開始し、その後北側を造成する計画となっております。

4ページをご覧ください。環境影響評価に先駆け、評価項目を選定しました。環境への影響が想定される行為、工事中、存在、供用後、それぞれについて、大気環境、水環境、生物環境、人と自然とのふれあいの中から環境への影響が想定される項目を選定しました。白丸で示しました項目について、調査、予測、評価を行いました。

5ページをご覧ください。選定した項目ごとの「予測結果とそれに対する評価」についてご説明します。まず「大気質の予測結果と評価」です。表では、項目として「行為」と「対象物質」、「基準又は目標」、「予測結果」、そして基準又は目標との整合性の「評価」を示しています。いずれの予測結果も「基準又は目標」を下回っており、影響は回避・低減されていると評価され、丸となっております。なお、工事にあたっては「工事車両の出入口へのタイヤ洗浄装置の設置」、「工事の平準化」、「散水」、「防塵ネットの設置」などの環境保全措置を実施することとしています。

6ページをご覧ください。「騒音・振動の予測結果と評価」です。3行目にあります、供用後の自動車交通の発生による騒音については、現況が環境基準の70デシベルを超えた72～73デシベルとなっていることから、現況を悪化させないことを環境保全のための目標としました。予測の結果、工業団地による騒音の増加は、0.3～0.4デシベルとなり、現況を大きく悪化させるものではないことから、目標との整合は図れていると評価されました。その他の項目はいずれも、予測結果が「基準又は目標」を下回っており、影響は回避・低減されていると評価されました。なお、工事に当たっては「低騒音・低振動の機械の使用」、「同一箇所での建設機械の複合稼働を行わない」、「仮囲いの設置」な

どの環境保全措置を実施することとしています。

7ページをご覧ください。「水質」についてです。土工や排水の発生に伴う影響は極めて小さいと予測されたことから、影響は回避・低減されていると評価されました。なお、土工にあたっては、仮設沈砂池あるいは、調整池を設け、土砂を沈降させた後に放流する計画です。続いて「水生生物」です。現地調査により、注目すべき種として3種の魚類、7種の底生生物が確認されました。この「注目すべき種」は、国の特別天然記念物や天然記念物、法に基づく希少野生動植物、環境省レッドリストや県レッドデータブック掲載種を選定しています。このうち、底生生物として確認された、モノアラガイ・環境省レッドリスト及び県レッドデータブック準絶滅危惧種、アメリカカブトエビ・県レッドデータブック注目種などの4種については、用水路や水田の消失による影響があることから周辺への移設を行い、種の保全を図ることとしています。

8ページをご覧ください。「水辺生物」です。注目すべき種として1種の哺乳類、3種の鳥類、1種の昆虫類が確認されました。このうちタゲリについては、餌場としている水田の消失による影響があることから、調整池を本種が利用できるように配慮することで、採餌・休息環境の保全を図ることとしています。続いて「水循環」です。予測結果が、目標値を上回っておりますが、基準又は目標値は現況の数値、河川の年平均流量や年平均水温で、その増加量が基準又は目標と比べて非常に少ないことから、影響は回避・低減されていると評価されました。

9ページをご覧ください。「植物」についてです。注目すべき種として4種の植物が確認されました。このうち、コイヌガラシなど3種については、生育地の改変による影響があることから、種子を採取し調整池のり面等への播種を行い、種の保全を図ることとしています。続いて、「動物」です。注目すべき種として2種の哺乳類、11種の鳥類、1種の両生類、5種の昆虫類及び1箇所の注目すべき生息地が確認されました。このうち、ヒナコウモリ科の一種、トウキョウダルマガエルやウスイロササキリなどの4種については、水田や草地の消失による影響があることから、周辺への移設や調整池のり面を草地として整備することで、生息環境や種の保全を図ることとしています。

10ページをご覧ください。「生態系」についてです。当該地域の生態系を代表する指標種としては、上位性の種としてオオタカ、典型性の種としてヒバリ・アマガエル等、特殊性としてバイカモを選定しました。オオタカについては「営巣地が対象事業区域から離れており、営巣地が直接改変を受けることはない。」「狩り場の一部になっていると考えられるが、その利用頻度は低く、行動圏解析においても高利用域に該当しない」などから、影響は回避・低減されていると評価されました。ヒバリ、アマガエルについては、周辺に生息・繁殖環境である耕作環境が広く分布し、残存することから、影響は回避・低減されていると評価されました。バイカモについては、区域外の葦川放水路内だけに生育し、工事中の濁水及び供用時の排水の影響もないことから、影響は回避・低減されていると評価されました。

11ページをご覧ください。「景観」についてです。高所からの眺望景観として「清掃リサイクルセンター21」の見学者通路からの景観と、そして景観資源である倭文（しとり）神社を眺望できる地点である「明神橋」からの景観を選定しました。写真は、現在の眺望と工業団地ができた後の仮想の眺望、フォトモンタージュを示しております。赤矢印

の箇所に工業団地が出現するものの、眺望景観に大きな変化はないと予測されたことから、影響は回避・低減されていると評価されました。

12ページをご覧ください。「自然とのふれあいの場」についてです。主なふれあい利用施設として利根川沿いの「サイクリングロード」及び「玉村町東部スポーツ広場」の2箇所を選定しましたが、眺望の変化や利用環境の変化もないことから、影響は回避・低減されていると評価されました。続いて文化財についてです。対象事業区域には、指定文化財はありません。一方、埋蔵文化財として、「東上之宮遺跡」が分布していますが、伊勢崎市教育委員会による調査を実施した後に工事实施することから、影響は回避・低減されていると評価されました。

13ページをご覧ください。これまでの説明の中で、事業の実施が影響を及ぼすと予測された動植物が数種類ございました。それらの「種の保全対象と実施内容」を一覧の表で示しています。「移設するもの」、「調整池を餌場や休息地として利用できるように配慮するもの」、「工事实施前に卵塊または幼生を捕獲して、移設するもの」、「生息環境を整備して個体が侵入してくることを期待するもの」などがあります。なお、これらの環境保全については、効果に対する知見が不十分であり、不確実であることから、事後調査を実施することとしています。事後調査の結果、予測し得ない著しい影響が生じた場合には、適切な措置を講じることとしています。

14ページをご覧ください。準備書に係る手続の経過及び今後の予定です。平成24年11月2日から12月3日までの1ヶ月間、県庁及び県地域機関、関係市町で縦覧を行ったところ、1件の意見書の提出がございました。意見書の内容は「公害がおこるので工業団地をつくることには反対」というものでした。また、平成24年11月6日、伊勢崎市清掃リサイクルセンター21で説明会を開催したところ、6名の参加者がございました。説明会のなかで反対意見等はありませんでした。これらの状況から公聴会については、開催されませんでした。そして、本日知事意見が提出され、それを受けて5月に評価書を作成する予定です。

以上で報告事項の説明を終わります。

(議長)

ただ今の報告について、ご質問等がございますか。

実際は、次回に議案が出て審議をお願いすることになりますが、本日のところはよろしいでしょうか。

ご質問等もないようですので、最後に5その他ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回、第166回審議会の開催についてですが、通例によりますと5月定例県議会後の開催でございます。具体的には、県議会の日程が決まりましたら、会長にご相談して期日を決定させていただきたいと思っております。

(議長)

次回の日程については、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

はい、それではそのように取り計らいます。

(議長)

それでは、長時間ご苦勞様でした。本日は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

(閉会：14：10)

(議事録署名人)
